

令和4年 第II回 短答式試験

解答解説・監査論

問題 1	問題 2	問題 3	問題 4	問題 5	問題 6	問題 7	問題 8	問題 9	問題10
4	1	5	6	2	6	6	5	2	3
問題11	問題12	問題13	問題14	問題15	問題16	問題17	問題18	問題19	問題20
1	5	5	6	2	6	3	4	3	6

- 必ず得点したい問題 (解説では問題番号に *** を付しています。)
- 50%の正答率を確保したい問題 (解説では問題番号に ** を付しています。)
- 得点できなくてもよい問題 (解説では問題番号に * を付しています。)

想定合格ライン： 67.5点/100点
(@5点×11 + @5点×5×50% = 67.5点)

本試験、お疲れ様でした。
例年より難しかった印象です。特に、前半の制度論の問題が難しく、消去法でもなかなか正答できない問題があり、合格ボーダーは低めに算定されています。
詳細は講評ブログに記しています。

問題 1 重要性***

財務諸表監査に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。
(5点)

ア 財務諸表監査における二重責任の原則とは、経営者と公認会計士が、適正な財務諸表を作成
*** する責任を分担して負うことを意味するものであり、利用者の意思決定に有用な財務諸表を提
× 供するために必要不可欠な原則である。

適正な財務諸表を作成する責任は経営者にある。

イ 監査人に独立性が要求される理由には、監査人自身が、特定の利害関係者の利害に偏らず公
*** 正に判断できるようにすること、また、監査人の意見が財務諸表利用者に信頼されるようにす
○ ることが含まれている。

監基報200号A15.

監査業務の場合、公共の利益の観点から、監査人は監査対象である企業に対して独立性を保持することが職業倫理に関する規定によって要求されている。倫理規則は、精神的独立性と外観的独立性の双方の保持を規定している。監査人は、企業に対して独立性を保持することにより、他の者からの不当な影響を受けることなく監査意見を形成することができる。監査人は、独立性を保持することにより、誠実に行動し、公正性と職業的懐疑心を保持することができる。

ウ 監査における保証が、絶対的でなく合理的な保証に留まるのは、財務諸表には将来の見積り
*** の要素が含まれるといった財務報告の性格や、財務諸表監査における監査手続では必ずしも不正による重要な虚偽表示を発見できるわけではないといった監査の固有の限界があるためである。
○

監基報200号A44.

監査人は、監査リスクをゼロに抑えることを期待されているわけではなく、また、ゼロにすることは不可能である。したがって、財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないという絶対的な保証を得ることはできない。これは、監査の固有の限界があるためであり、その結果、監査人が結論を導き、意見表明の基礎となる監査証拠の大部分は、絶対的というより心証的なものとなる。

エ 被監査会社の財務諸表は当該会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適
*** 正に表示しているとの監査人の意見には、当該会社の安全性及び収益性に対する監査人の評価
× が含まれている。

監基報200号A1.

財務諸表に対する監査意見は、財務諸表が、全ての重要な点において、適用される財務報告の枠組みに準拠して作成されているかどうかについて表明され、これは全ての財務諸表監査に共通する。したがって、監査意見は、例えば、企業の将来の存続可能性を保証したり、経営者による業務遂行の効率性や有効性を保証したりするものではない。

問題 2 重要性*

我が国における財務諸表監査の歴史に関する次のアからエの記述を発生した順に並べ替えたとき、2番目と3番目の記述の組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 上場会社の有価証券報告書の虚偽記載の事案が相次ぎ、財務報告に係る信頼性が問題となっ
*** たことから、経営者による内部統制の評価及び監査人による内部統制の監査が法定された。

3

平成18年

イ 経営者が関与する重要な虚偽表示が、経営者の経営姿勢、企業のビジネス・モデル、企業環
** 境の変化、業界慣行など、さまざまな要因が絡み合っていて発生している一方で、監査人の判断は
2 財務諸表の個々の項目に集中しており、それが経営者の関与による重要な虚偽表示を看過する
原因となっていると考えられていた。そこで、監査基準が改訂され、財務諸表全体レベルでの
リスク評価を含む、新たな視点がリスク・アプローチに導入された。

平成17年

ウ 監査基準に、いわゆる「期待ギャップ問題」に対応するため監査の目的がはじめて規定され
*** たとともに、不正への対応が監査基準に明示された。

1

平成14年

エ 世界各国で、財務諸表の重要な虚偽表示に対する監査人の職業的懐疑心の重要性が再認識さ
*** れる中、我が国でも上場会社の大規模な会計不正の事案が発生したため、監査基準に加えて監
4 査における不正リスク対応基準が設定された。

平成25年

問題 3 重要性*

公認会計士法に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。
(5点)

ア 公認会計士の職責には、独立性は含まれていない。これは、公認会計士の職責の対象となる
* 業務が、監査業務だけでなく非監査業務も含むためである。

×

公認会計士法 第1条の2（公認会計士の職責）

公認会計士は、常に品位を保持し、その知識及び技能の修得に努め、独立した立場において
公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

イ 公認会計士となる資格を有する者が、公認会計士となるためには、日本公認会計士協会に備
* えられた公認会計士名簿へ公認会計士としての登録を受けなければならない。この登録により、
○ 当然に、日本公認会計士協会の会員となり、日本公認会計士協会が自主的に定める会則を守る
ことが求められる。

公認会計士法 第17条（登録の義務）

公認会計士となる資格を有する者が、公認会計士となるには、公認会計士名簿に、氏名、生
年月日、事務所その他内閣府令で定める事項の登録（「登録」）を受けなければならない。

公認会計士法 第46条の3（会則を守る義務）

会員は、協会の会則を守らなければならない。

ウ 監査法人は、その業務のもつ公益性が高く、共同組織体として組織的な監査の遂行が公正か
** つ適切に行われる必要がある。そのため、監査法人の設立に当たっては、内閣総理大臣の認可
× を受けることを要する。

公認会計士法 第34条の9の2（成立の届出）

監査法人は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写し
を添えて、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

エ 内閣総理大臣は、公認会計士又は監査法人に対して懲戒の処分をするに当たっては、公認会
* 計士・監査審査会による勧告がない事案については、公認会計士・監査審査会の意見を聴取し
○ なければならない。

公認会計士法 第32条（処分の手続）

5 第30条又は第31条の規定による懲戒の処分は、聴聞を行った後、相当な証拠により第30条
又は第31条に規定する場合に該当する事実があると認めるときにおいて、公認会計士・監査審
査会の意見を聴いて行う。ただし、懲戒の処分が第41条の2の規定による勧告に基づくものであ
る場合は、公認会計士・監査審査会の意見を聴くことを要しないものとする。

問題 4 重要性***

金融商品取引法監査制度に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 中間監査報告書及び四半期レビュー報告書上に記載すべき公認会計士又は監査法人の責任の内容について、中間監査及び四半期レビューのそれぞれの目的は内部統制の有効性について意見を表明するものではないことを含む必要がある。

四半期レビュー基準 第三 5. (4) 監査人の責任

監査人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにあること

四半期レビューは質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続からなり、年度の財務諸表の監査に比べて限定的な手続となること、継続企業の前提に関する経営者の評価を検討すること、監査役等と適切な連携を図ること

- イ 公認会計士又は監査法人が監査証明を行うに当たり、被監査会社の法令違反等事実を発見した場合、当該会社に対して当該事実の内容等を書面等により通知しなければならない。ただし、その通知の内容には当該事実に係る適切な措置をとるべき旨を含む必要はない。

金融商品取引法 第193条の3 (法令違反等事実発見への対応)

公認会計士又は監査法人が、前条第一項の監査証明を行うに当たって、特定発行者における法令に違反する事実その他の財務計算に関する書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれがある事実(法令違反等事実)を発見したときは、当該事実の内容及び当該事実に係る法令違反の是正その他の適切な措置をとるべき旨を、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該特定発行者に書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより通知しなければならない。

- ウ 監査報告書における監査上の主要な検討事項の記載は、重要な監査手続が実施されなかったこと等により、公認会計士又は監査法人が監査意見を表明しない場合には要求されない。

○

監査基準 第四.七.2.

監査人は、監査上の主要な検討事項として決定した事項について、関連する財務諸表における開示がある場合には当該開示への参照を付した上で、監査上の主要な検討事項の内容、監査人が監査上の主要な検討事項であると決定した理由及び監査における監査人の対応を監査報告書に記載しなければならない。ただし、意見を表明しない場合には記載しないものとする。

- エ 有価証券届出書に含まれる財務計算に関する書類の重要事項について虚偽記載があったことにより、その事実を知らない投資者に損害が発生した場合、虚偽記載がないとする監査証明をした公認会計士又は監査法人はその損害を賠償する責任を負うが、監査証明をしたことについて故意又は過失がなかったことを証明したときはこの限りではない。

○

金融商品取引法 第21条 (虚偽記載のある届出書の提出会社の役員等の賠償責任)

1 有価証券届出書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けているときは、次に掲げる者は、当該有価証券を募集又は売出しに応じて取得した者に対し、記載が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際記載が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りでない。

三 当該有価証券届出書に係る第193条の2第1項に規定する監査証明において、当該監査証明に係る書類について記載が虚偽であり又は欠けているものを虚偽でなく又は欠けていないものとして証明した公認会計士又は監査法人

2 前項の場合において、次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる事項を証明したときは、同項に規定する賠償の責めに任じない。

二 前項第三号に掲げる者 同号の証明をしたことについて故意又は過失がなかったこと。

問題 5 重要性***

金融商品取引法監査制度に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 公認会計士又は監査法人が作成する内部統制監査報告書は、内閣府令で定めるもののほか、
** 一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査に関する基準及び慣行に従って実施された監査の結果に基づき作成される必要がある。

財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令 第1条(適用の一般原則)

4 第2項の内部統制監査報告書は、この府令の定めるところによるもののほか、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査に関する基準及び慣行に従って実施された監査の結果に基づいて作成されなければならない。

- イ 上場会社の監査を終了した公認会計士又は監査法人は、監査が終了した日から三月を経過する日の属する月の末日までに、監査に係る記録や資料を監査調書として整理して、これを
* その事務所に備えておく必要がある。

財務諸表等の監査証明に関する内閣府令 第6条(監査調書の作成及び備置)

公認会計士又は監査法人は、監査等の終了後遅滞なく、当該監査等に係る記録又は資料を当該監査等に係る監査調書として整理し、これをその事務所に備えておかなければならない。

- ウ 上場会社は、原則として、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならないもの
*** の、監査証明を受けなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣総理大臣の承認を受けた場合は必ずしも監査証明は必要とされない。

金融商品取引法 第193条の2(公認会計士又は監査法人による監査証明)

金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者その他の者で政令で定めるもの(特定発行者)が、この法律の規定により提出する貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類で内閣府令で定めるもの(財務計算に関する書類)には、その者と特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

三 監査証明を受けなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けた場合

- エ 上場会社の監査証明に際して公認会計士又は監査法人が作成する監査報告書の記載事項のうち、
*** 経営者及び監査役等の責任の区分には、両者がともに財務諸表等に重要な虚偽表示がないように内部統制を整備及び運用する責任があることが含まれる。

監査基準 第四.三(3)経営者及び監査役等の責任

経営者には、財務諸表の作成責任があること、財務諸表に重要な虚偽の表示がないように内部統制を整備及び運用する責任があること、継続企業の前提に関する評価を行い必要な開示を行う責任があること

監査役等には、財務報告プロセスを監視する責任があること

問題 6 重要性**

会社法における会計監査人に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 監査役設置会社において、会計監査人の選任に関する議案内容は、取締役会が決定し、監査** 役の過半数の同意を得て株主総会に提出する。

×

会社法 第344条（会計監査人の選任等に関する議案の内容の決定）

監査役設置会社においては、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監査役が決定する。

イ 指名委員会等設置会社において、会計監査人が欠けた場合に、遅滞なく会計監査人が選任さ** れないときは、指名委員会が一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

×

会社法 第346条（役員等に欠員を生じた場合の措置）

4 会計監査人が欠けた場合又は定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監査役は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

8 指名委員会等設置会社における第4項の規定の適用については、同項中「監査役」とあるのは、「監査委員会」とする。

ウ 会計監査人を解任する相当の事由がある場合において、監査等委員の一人でもその解任に同** 意しないときは、監査等委員会は当該会計監査人を解任できない。

○

会社法 第340条（監査役等による会計監査人の解任）

2 前項の規定による解任は、監査役が二人以上ある場合には、監査役の全員の同意によって行わなければならない。

5 監査等委員会設置会社における第1項から第3項までの規定の適用については、第1項中「監査役」とあるのは「監査等委員会」と、第2項中「監査役が二人以上ある場合には、監査役」とあるのは「監査等委員」と、第3項中「監査役（監査役が二人以上ある場合にあっては、監査役の互選によって定めた監査役）」とあるのは「監査等委員会が選定した監査等委員」とする。

エ 株式会社は、会計監査人の任務懈怠による損害賠償責任を契約によって一定額に限定できる** ようにするためには、あらかじめ、そのような契約を締結できる旨を定款に定めておかなければならない。

○

会社法 第427条（責任限定契約）

第424条の規定にかかわらず、株式会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）、会計参与、監査役又は会計監査人（「非業務執行取締役等」）の第423条第1項の責任について、当該非業務執行取締役等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、定款で定めた額の範囲内であらかじめ株式会社が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行取締役等と締結することができる旨を定款で定めることができる。

問題 7 重要性***

会社法における監査役等に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 監査委員会の監査委員には、全員が社外取締役であっても常勤者が不要であるが、監査等委員会の監査等委員には、社外取締役のほか常勤者が一人以上必要である。

*

× 会社法 331条（取締役の資格等）参照

6 監査等委員会設置会社においては、監査等委員である取締役は、三人以上で、その過半数は、社外取締役でなければならない。

※ 常勤者についての規定なし

イ 指名委員会等設置会社の監査委員の解職は、株主総会の特別決議により行わなければならないが、監査等委員会設置会社の監査等委員は、取締役会決議によって解任することができる。

× 会社法 309条（株主総会の決議）

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。この場合においては、当該決議の要件に加えて、一定の数以上の株主の賛成を要する旨その他の要件を定款で定めることを妨げない。

七 第339条第1項の株主総会（第343条第3項から第5項までの規定により選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）を解任する場合又は監査等委員である取締役若しくは監査役を解任する場合に限る。）

ウ 指名委員会等設置会社及び監査等委員会設置会社では、大会社であるか否かとは無関係に、取締役会による内部統制システムの整備の決定が義務付けられている。

○

会社法 399条の13（監査等委員会設置会社の取締役会の権限）

1 監査等委員会設置会社の取締役会は、第362条の規定にかかわらず、次に掲げる職務を行う。

一 次に掲げる事項その他監査等委員会設置会社の業務執行の決定

ハ 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

会社法 416条（指名委員会等設置会社の取締役会の権限）

1 指名委員会等設置会社の取締役会は、第362条の規定にかかわらず、次に掲げる職務を行う。

一 次に掲げる事項その他指名委員会等設置会社の業務執行の決定

ホ 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

エ 監査役会は、監査役の役割分担や情報の共有など、監査の方針や会社の業務及び財産の状況
*** の調査の方法に関する事項を定めるが、このような監査役会の決定にかかわらず、各監査役は、

○ 自己の担当以外の事項についても単独で調査権限を行使できる。

会社法 390条

2 監査役会は、次に掲げる職務を行う。ただし、第3号の決定は、監査役の権限の行使を妨げることとはできない。

三 監査の方針、監査役会設置会社の業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項の決定

問題 8 重要性***

内部統制の評価及び監査に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 経営者による内部統制の有効性の評価に当たっては、トップダウン型のリスク・アプローチ
*** が採用されていることから、評価範囲とする事業拠点の決定において、全社的な内部統制の評価が良好であることを前提に、連結ベースの売上高等のおおむね3分の2程度とすることが認められて
× りている。したがって、これにより除外された事業拠点に関しては、財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい業務プロセスを有していても、それを評価対象に追加する必要はない。

内部統制実施基準Ⅱ2.(2)②

ロ. ①で選定された事業拠点及びそれ以外の事業拠点について、財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい業務プロセスについては、個別に評価対象に追加する。

- イ 監査人は、経営者の評価結果を監査証拠として利用する場合を除き、経営者が具体的にどのような方法で内部統制の整備・運用の状況を評価したかを詳細に検証する必要はないが、経営者が統制上の要点を適切に選定しているかは評価する必要がある。

○

内部統制実施基準Ⅲ4.(2)①ロa参照

内部統制実施基準Ⅲ3.(4)業務プロセスに係る内部統制の評価の検討

監査人は、経営者による業務プロセスに係る内部統制の評価の妥当性について検討する。監査人は、この検討に当たって、経営者による全社的な内部統制の評価の状況を勘案し、業務プロセスを十分に理解した上で、経営者が統制上の要点を適切に選定しているかを評価しなければならない。

- ウ 監査人は、業務プロセスに係る内部統制の不備が開示すべき重要な不備に該当するかどうか
*** を、当該不備により実際に生じた虚偽記載の財務報告全般に対する金額的重要性及び質的重要性に基づいて決定しなければならない。

内部統制実施基準Ⅱ1.② 開示すべき重要な不備の判断指針

本基準においては、財務報告の信頼性に与える影響の程度の観点から、開示すべき重要な不備の判断指針を示している。開示すべき重要な不備の判断指針は、企業の置かれた環境や事業の特性等によって異なるものであり、一律に示すことはできないが、基本的には、財務報告全般に関する虚偽記載の発生可能性と影響の大きさのそれぞれから判断される。

- エ 経営者による内部統制の有効性評価の過程では発見されなかった開示すべき重要な不備が、
*** 内部統制監査の過程で監査人により発見される場合がある。この場合、期末日までに是正措置が実施されたときには、監査人は、当該措置について経営者が行った評価が適切であるかを確認する。

内部統制実施基準Ⅲ4.(3)② 開示すべき重要な不備の是正状況の検討

[期中に存在した開示すべき重要な不備の是正状況の確認]

問題 9 重要性*

監査の品質管理に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 監査事務所は、日本公認会計士協会が実施する品質管理レビューの範囲及び結論を考慮した
*** 結果、適切であると判断した場合でも、当該品質管理レビューを監査事務所が実施すべき品質
○ 管理システムの監視の代替として用いることはできない。

品基報1号A62.

監査業務の定期的な検証の範囲の決定において、監査事務所は、外部の検証プログラム（例えば、日本公認会計士協会の品質管理レビュー）の範囲又は結論を考慮することがある。しかし、外部の検証プログラムをそのまま監査事務所が実施すべき品質管理のシステムの監視の代わりとして用いることはできない。

イ 監査事務所における内部通報制度は、監査事務所の専門要員が、業務における職業的専門家
** としての基準及び適用される法令等の違反に関する不服と疑義の申立てを行うために設けられ
× るものであることから、監査事務所外の第三者が当該制度を利用することはできない。

品基報1号A65.

不服と疑義の申立て（明らかに些細なものを除く。）は、監査事務所の内外で行われる可能性がある。監査事務所内の専門要員のほか、関与先又はその他の第三者が不服と疑義の申立てを行う場合がある。

ウ 監査事務所は、品質管理システムの監視によって不備が発見された場合、関係する個々の監
** 査業務又は専門要員に対して適切な是正措置を実施するほか、品質管理の方針及び手続の変更
○ を行うことがある。

品基報1号50.

発見された不備に対する適切な是正措置には、以下のうち一つ又は複数の事項を含めなければならない。

- (1) 関係する個々の監査業務又は専門要員に対する適切な是正措置の実施
- (2) 訓練や職業的専門家としての能力開発に関する責任者への発見事項の伝達
- (3) 品質管理の方針及び手続の変更
- (4) 監査事務所の方針及び手続に違反する者、特にそれを繰り返す者に対する懲戒処分

エ 監査事務所が日本公認会計士協会の品質管理レビューの結果を受領した場合には、監査チー
* ムは、被監査会社の監査役等に対し、必ずしもその結果を伝達しなくてもよいが、当該被監査
× 会社に対する監査業務が品質管理レビューの対象業務として選定されたときは、選定された事実や当該業務に対する品質管理レビューにおいて発見された不備事項を伝達しなければならない。

監基報260号16.

監査人は、少なくとも以下のいずれかに該当する監査の場合は、監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況の概要を監査役等に書面又は電磁的記録で伝達しなければならない。これには、規制当局又は日本公認会計士協会による懲戒処分等の内容、監査事務所の品質管理のシステムの外部のレビュー又は検査の結果が含まれる。

- ・ 公認会計士法上の大会社等の監査
- ・ 会計監査人設置会社の監査
- ・ 信用金庫、信用協同組合及び労働金庫の監査

問題10 重要性**

保証業務に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 限定的保証業務は、合理的保証業務の場合と比べて、実施する手続の種類、実施時期及び実施範囲が限定的であるが、結論を報告する基礎として、業務実施者は十分に有意な保証水準を得ることが求められる。

財務情報等に係る保証業務の概念的枠組みに関する意見書七6.(2)

限定的保証業務においても、主題及び業務環境の理解を含む相互に関連性のある系統だった業務プロセスは必要であり、手続の適用を通じて十分かつ適切な証拠の収集が求められる。しかしながら限定的保証業務における十分かつ適切な証拠の収集手続の種類、実施の時期及び範囲は合理的保証業務に対して限定的である。

- イ 限定的保証業務に分類される業務には、業務実施者が、主題に責任を負う者又は特定の利用者との間で合意された手続に基づき発見した事項のみを報告する業務が含まれる。

×

財務情報等に係る保証業務の概念的枠組みに関する意見書二4.(1)

保証業務の定義によれば、例えば、以下の業務は保証業務ではないと理解される。

- ① 業務実施者が、主題に責任を負う者又は特定の利用者との間で合意された手続に基づき発見した事項のみを報告する業務(合意された手続)。

- ウ 合理的保証業務と限定的保証業務という分類は、保証業務リスクの程度による分類であり、限定的保証業務であったとしても、その結論が積極的形式で報告される場合もある。

×

財務情報等に係る保証業務の概念的枠組みに関する意見書八2.(2)

限定的保証業務の保証報告書においては、業務実施者は、保証業務の対象となる主題又は主題情報について、保証業務リスクを限定的保証業務に求められる水準に抑えるための手続を実施したことを記した上で、消極的形式によって結論を報告する。

- エ 合理的保証業務及び限定的保証業務のいずれにおいても、業務実施者は、内部統制を含む業務環境を理解することが求められる。

○

財務情報等に係る保証業務の概念的枠組みに関する意見書七6.(1)

合理的保証業務においては、業務実施者は、積極的形式により結論を報告するために、次のような相互に関連性のある系統だった業務プロセスを経て、十分かつ適切な証拠を得る必要がある。

- ① 主題及び内部統制を含む業務環境の理解

問題11 重要性*

我が国における一般に公正妥当と認められる監査の基準に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 監査人は、監査報告書上で一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した旨を記載する
** に当たって、監査基準、監査実務に関する全般的な指針、並びに個々の監査業務に関連する他の全ての監査基準委員会報告書及び他の監査実務指針の要求事項を遵守しなければならない。

監基報200号19.

監査人は、監査基準、本報告書、並びに個々の監査業務に関連する他の全ての監査基準委員会報告書及び他の監査実務指針の要求事項を遵守しない限り、監査報告書上で一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した旨を記載してはならない。

- イ 法令の規定が監査基準及び監査実務指針と異なる場合、法令のみに準拠して実施された監査
* であっても、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠したものとはならないことがある。

監基報200号A54.

監査の実施に当たって、監査人は、監査基準及び監査実務指針に加えて、法令により要求される事項の遵守が求められる場合がある。監査基準及び監査実務指針は、財務諸表監査に係る法令に優先するものではない。法令の規定が監査基準及び監査実務指針と異なる場合において、法令のみに準拠して実施された監査は、必ずしも一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠したものにはならないことがある。

- ウ 監査人は、監査を実施するに当たって、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の
** 基準に準拠することが求められているため、国際監査基準や特定の国の監査基準に準拠して監査を実施することはできない。

監基報200号A55.

また、監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に加えて、国際監査基準や特定の国の監査基準にも準拠して監査を実施することがある。このような場合、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準の遵守に加えて、他の監査基準を遵守するために追加的な監査手続の実施が必要となることがある。

- エ 監査基準委員会報告書における小規模企業とは、相当に小規模な企業を想定している。我が
* 国ではこうした企業が多く存在し、監査基準に基づく監査を行う上で適用例が多いと考えられるため、小規模企業に特有の考慮事項が規定されている。

監基報200号A63.

監査基準委員会報告書における「小規模企業」とは、相当に小規模な企業を想定しており、我が国の監査基準に基づく監査を行う上では適用することになる例が少ないと考えられる。このため、適用に当たっては十分に留意する必要がある。

問題12 重要性***

信頼性の保証水準に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 中間監査は、中間財務諸表を対象にしているものの、監査として位置付けられることから、
*** 年度監査と同程度の信頼性を保証する。

×

監基報910号2.

毎期継続して実施する年度監査の狭間において年度監査の一環として行われるものとして位置付けられる中間監査の保証水準は、年度における財務諸表の監査（「年度監査」）と同程度ではなく、中間財務諸表が有用な情報を表示している旨の監査人の意見は、年度監査と同程度の信頼性を保証するものではない。

イ 四半期レビューは、四半期財務諸表が適正に表示されていないと信じさせる事項が全ての重
*** 要な点において認められなかったかどうかに関する結論の表明を目的として実施されるため、

○ 年度監査と同程度の信頼性を保証するものではない。

四半期レビュー基準 第一

四半期レビューにおける監査人の結論は、四半期財務諸表に重要な虚偽の表示があるときに不適切な結論を表明するリスクを適度な水準に抑えるために必要な手続を実施して表明されるものであるが、四半期レビューは、財務諸表には全体として重要な虚偽の表示がないということについて合理的な保証を得るために実施される年度の財務諸表の監査と同様の保証を得ることを目的とするものではない。

ウ 監査における不正リスク対応基準が適用される年度監査は、企業の不正による重要な虚偽の
*** 表示のリスクに、より有効に対応する目的で実施されるため、当該基準が法令により準拠が求められていない年度監査より高い信頼性を保証する。

×

監査基準の改訂及び監査における不正リスク対応基準の設定について 二2(3)

本基準は、すべての財務諸表監査において画一的に不正リスクに対応するための追加的な監査手続の実施を求めることを意図しているものではなく、被監査企業に不正による財務諸表に重要な虚偽の表示を示唆するような状況がないような場合や監査人において既に本基準に規定されているような監査手続等を実施している場合には、現行の監査基準に基づく監査の実務と基本的には変わらないこととなる。

エ 内部統制監査は、内部統制報告書を対象としているものの、監査として位置付けられること
*** から、年度監査と同程度の信頼性を保証する。

○

内部統制基準、内部統制実施基準の設定について 二(4)公認会計士等による検証の水準とコスト負担の考慮

内部統制に係る監査人による検証は、信頼し得る財務諸表作成の前提であると同時に、効果的かつ効率的な財務諸表監査の実施を支える経営者による内部統制の有効性の評価について検証を行うものである。また、この検証は、財務諸表監査の深度ある効率的実施を担保するためにも財務諸表の監査と一体となって行われるが、同一の監査人が、財務諸表監査と異なる水準の保証を得るために異なる手続や証拠の収集等を行うことは適当でないのみならず、同一の監査証拠を利用する際にも、保証の水準の違いから異なる判断が導き出されることは、かえって両者の監査手続を煩雑なものとすることになる。これらのことから、内部統制の有効性の評価についての検証は、「監査」の水準とすることとした。

問題13 重要性**

監査計画に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 監査人は、監査期間中に予期しない出来事が生じた場合、状況に変化が生じた場合、又は監査* 手続の実施結果が想定した結果と異なった場合には、リスク評価に影響を及ぼすので、当初 × に計画したリスク対応手続の種類、時期及び範囲を修正しなければならない。

監基報300号A15.

監査人は、予期しない出来事が生じた場合、状況が変化した場合、又は監査手続の実施結果が想定した結果と異なった場合には、改訂されたリスク評価の結果に基づき、監査の基本的な方針及び詳細な監査計画並びにこれらに基づき計画したリスク対応手続の種類、時期及び範囲を修正することが必要な場合がある。

- イ 監査人は、リスク・アプローチに基づいた監査を実施するために、監査の基本的な方針を策定** する際に重要性の基準値を定めなければならない。これは、重要性の基準値の高低が監査リスクに影響を及ぼすためである。
○

監基報320号10.

監査人は、重要な虚偽表示リスクを評価し、リスク対応手続の種類、時期及び範囲を決定するために、手続実施上の重要性を決定しなければならない。

- ウ 監査人は、重要性の基準値について、監査計画の策定当初に決定した金額より小さくすることが適切であると判断した場合には、手続実施上の重要性も、当初に決定した金額よりも小さくしなければならない。
×

監基報320号12.

監査人は、重要性の基準値（設定している場合は、特定の取引種類、勘定残高又は注記事項に対する重要性の基準値）について、当初決定した金額よりも小さくすることが適切であると決定した場合には、手続実施上の重要性を改訂する必要があるか、さらに、リスク対応手続の種類、時期及び範囲が適切であるか判断しなければならない。

- エ 監査人は、監査チームメンバーが実施すべき全てのリスク対応手続に係る詳細な監査計画を作成** する前であっても、一部の取引種類、勘定残高及び注記事項に関するリスク対応手続を実施する○ ことがある。

監基報300号A12.

ただし、監査人は、全てのリスク対応手続に係る詳細な監査計画を作成する前であっても、一部の取引種類、勘定残高及び注記事項に関するリスク対応手続を実施することがある。

問題14 重要性***

監査リスクに関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。
(5点)

ア 監査リスクは、監査人が財務諸表の重要な虚偽表示を看過して誤った意見を形成する可能性
*** をいい、さらに、財務諸表監査に関連して発生するおそれのある監査人の事業上のリスクも含まれる。
×

監基報200号A32.

また、監査リスクは、監査のプロセスに関連して使用される用語であり、財務諸表監査に関連して発生する訴訟、風評、又はその他の事象から発生する損失など、監査人の事業上のリスクは含まない。

イ 監査人は、財務諸表の重要な虚偽表示を看過して誤った意見を形成する可能性を許容可能な
*** 低い水準に抑えなければならないため、発見リスクの水準を低くすることが求められている。
×

監基報200号A41.

監査リスクを一定水準にするためには、設定する発見リスクの水準は、アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクの評価と逆の関係になる。例えば、監査人は、重要な虚偽表示リスクの程度が高いと判断した場合には、発見リスクの水準を低く設定する必要がある、監査人は、より確かな心証が得られる監査証拠を入手する必要がある。

ウ 監査人は、評価した財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクが、アサーション・レベル
*** の重要な虚偽表示リスクの評価にどのように影響するかを考慮するが、アサーション・レベル
○ の重要な虚偽表示リスクの評価の結果により、財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクを新たに識別することもある。

監基報315号30.

識別したアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクについて、監査人は虚偽表示の発生可能性と影響の度合いを評価することにより、固有リスクを評価しなければならない。その際、監査人は、以下の事項を考慮しなければならない。

(2) 財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクが、どのように、そしてどの程度、アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクに関する固有リスクの評価に影響するのか。

監基報315号A201.

監査人は、識別したアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクの評価において、複数の重要な虚偽表示リスクが財務諸表全体により広く関連し、多くのアサーションに潜在的に影響を及ぼすと結論付けることがある。この場合、監査人は、財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクを新たに識別することがある。

エ 特別な検討を必要とするリスクは、アサーション・レベルにおいて虚偽表示が生じる可能性
*** と当該虚偽表示が生じた場合の影響の双方を考慮して、監査人の判断により固有リスクの重要
○ 度が最も高い領域に存在すると評価されたリスクであり、その重要度は相対的なものである。

監基報315号11. (10)

「特別な検討を必要とするリスク」－識別された以下のような重要な虚偽表示リスクをいう。

① 固有リスク要因が、虚偽表示の発生可能性と虚偽表示が生じた場合の影響の度合い（金額的及び質的な影響の度合い）の組合せに影響を及ぼす程度により、固有リスクの重要度が最も高い領域に存在すると評価された重要な虚偽表示リスク

問題15 重要性**

監査人による内部統制システムの評価に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 統制環境は、内部統制システムの他の構成要素の基礎となっていることから、監査人がその
*** 理解及び評価を行うことは、財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクの識別及び評価に影響を
○ 与える。

監基報315号A91.

統制環境は内部統制システムの他の構成要素の基礎となっていることから、以下について評価することは、監査人が内部統制システムの他の構成要素における潜在的な問題を識別するのに役立つ。

また、この評価は、監査人が、企業が直面するリスクを理解し、財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスク及びアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクを識別し評価するのに役立つことがある。

- イ 監査人が企業のリスク評価プロセスを評価することは、企業が発生可能性のあるリスクをどの
*** 領域で識別し、当該リスクにどのように対処したかを理解するのに役立つことから、監査人は、
× 企業の全ての事業上のリスクを対象として評価しなければならない。

監基報315号A56.

～事業上のリスクは、財務諸表の重要な虚偽表示リスクを含み、これよりも広義のリスクである。全ての事業上のリスクが必ずしも重要な虚偽表示リスクとなるわけではないため、監査人は全ての事業上のリスクを理解し識別する責任を負うものではない。

- ウ 監査人は、統制活動の理解の際、非経常的な取引や通例でない取引の仕訳、又は修正仕訳と
*** いった非定型的な仕訳を含む、仕訳入力に関する内部統制について、そのデザインを評価する
○ とともに、業務に適用されているかどうかについて判断しなければならない。

監基報315号25.

監査人は、リスク評価手続を通じて実施する以下の識別及び評価により、統制活動を理解しなければならない。

(1) 統制活動のうち、アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクに対応する以下の内部統制の識別

② 非経常的な取引や通例でない取引の仕訳、又は修正仕訳といった非定型的な仕訳を含む、仕訳入力に関する内部統制

(4) (1)及び(3)②で識別された個々の内部統制の評価

① 当該内部統制が、アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクに効果的に対応するようにデザインされているか、又は他の内部統制の運用を支援するよう効果的にデザインされているかの評価

② 企業の担当者への質問に追加して他の手続を実施することによる、当該内部統制が業務に適用されているかの判断

- エ 監査人は、統制活動において識別した個々の内部統制の運用状況の有効性の評価を計画して
*** いない場合、特定のリスクに対する経営者の対処方針の理解を、関連する重要な虚偽表示リス
× クに対応する実証手続の種類、時期及び範囲の立案のために利用することはない。

監基報315号A113.

監査人が、識別した内部統制の運用状況の有効性の評価を計画していない場合であっても、特定のリスクに対する経営者の対処方針の理解は、関連する重要な虚偽表示リスクに対応する実証手続の種類、時期及び範囲の立案に役立つ。

問題16 重要性***

監査手続に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 監査人は、監査手続の実施において監査サンプリングを利用することがある。この場合、監査手続の目的を考慮して、統計的サンプリング又は非統計的サンプリングのいずれの手法を用いるかを判断するが、特別な検討を必要とするリスクに対しては、統計的サンプリングを実施しなければならない。

イ 監査人は、虚偽表示額の推定に当たって、運用評価手続に対する監査サンプリングを実施した結果、発見された逸脱率に基づいて、母集団全体の虚偽表示額を推定し、許容虚偽表示額の範囲内であるかどうかを判断しなければならない。

監基報530号13.

監査人は、詳細テストにおいて、サンプルで発見した虚偽表示額から母集団全体の虚偽表示額を推定しなければならない。

ウ 監査人は、棚卸資産の実在性と状態について、十分かつ適切な監査証拠を入手するため、財務諸表において棚卸資産が重要である場合には、実務的に不可能でない限り、実地棚卸の立会を実施しなければならない。

監基報501号3.

監査人は、棚卸資産が財務諸表において重要である場合には、以下の手続によって、棚卸資産の実在性と状態について十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。

(1) 実務的に不可能でない限り、以下の目的で、実地棚卸の立会を実施すること

エ 監査人は、実務上の理由により実地棚卸を期末日以前の日実施することが適切であると判断して、期末日以前の日に実地棚卸の立会を実施した場合、その結果を期末日まで更新して利用するための合理的な根拠とするため、期末日までの残余期間については、追加的な実証手続を実施しなければならない。

監基報330号21.

監査人は、期末日前を基準日として実証手続を実施する場合には、期末日前を基準日として実施した実証手続の結果を期末日まで更新して利用するための合理的な根拠とするため、残余期間について以下のいずれかの手続を実施しなければならない。

(1) 運用評価手続と組み合わせて、実証手続を実施すること。

(2) 監査人が十分と判断する場合、実証手続のみを実施すること。

問題17 重要性***

専門家の業務の利用に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 監査人は、経営者の利用する専門家の業務により作成された情報を監査証拠として利用する*** 場合には、当該専門家の適性、能力及び客観性を評価しなければならない。

○

監基報500号7.

監査人は、監査証拠として利用する情報が経営者の利用する専門家の業務により作成されている場合には、監査人の目的に照らして当該専門家の業務の重要性を考慮して、必要な範囲で以下の手続を実施しなければならない。

(1) 経営者の利用する専門家の適性、能力及び客観性を評価すること

イ 監査人は、経営者が財務諸表の作成に当たって会計以外の分野における専門家の業務を利用** した場合には、自らも、当該分野に係る専門家の業務を利用しなければならない。

×

監基報620号A9.

経営者が財務諸表の作成に専門家を利用した場合、監査人が専門家を利用するかどうかに関する判断は、以下のような要因によっても影響を受けることがある。

∴ 監査人が専門家を利用する必要があると判断し、当該専門家を利用することを選択することもある。

ウ 監査人は、監査人が雇用する内部の専門家を利用する場合には、専門家の業務について熟知** していることから、業務の内容、範囲及び目的等の事項について、当該専門家との間で合意し
ておくことは求められていない。

×

監基報620号10.

監査人は、適切な場合には書面によって、監査人の利用する専門家と以下の事項について合意しなければならない。

(1) 専門家の業務の内容、範囲及び目的

(3) 専門家が提出する報告書の様式を含め、監査人と専門家との間のコミュニケーションの内容、時期及び範囲

エ 監査人は、監査人が利用しようとする外部の専門家について、客観性への阻害要因が存在す*** ると判断したとしても、セーフガードによって阻害要因が除去された場合には、当該専門家の業務を利用することができる。

○

監基報620号A18.

様々な状況（例えば、自己利益、擁護、馴れ合い、自己レビュー及び不当なプレッシャーを受ける脅威）によって、専門家の客観性が阻害されることがある。阻害要因はセーフガードによって除去又は軽減されることがあり、セーフガードは、外的仕組み（例えば、専門家の所属する専門団体、法律、又は規制）又は専門家の業務環境（例えば、品質管理の方針及び手続）によって、設定されることがある。また、個々の監査業務に特有のセーフガードが設定されることもある。

問題18 重要性***

監査意見に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 監査人は、経営者が採用した会計方針の選択及びその適用方法、財務諸表の表示方法に関し
*** て、重要な虚偽表示には該当しないが、不適切なものと判断した場合、除外事項を付した限定付適正意見を表明しなければならない。

監査基準 第四.四.1.

監査人は、経営者が採用した会計方針の選択及びその適用方法、財務諸表の表示方法に関して不適切なものがあり、その影響が無限定適正意見を表明することができない程度に重要ではあるものの、財務諸表を全体として虚偽の表示に当たるとするほどではないと判断したときには、除外事項を付した限定付適正意見を表明しなければならない。

- イ 監査人は、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合であっても、継続企業
*** の前提に関する事項が財務諸表に適切に記載されていると判断できるときは、監査報告書に継続企業の前提に関する事項を記載した上で、無限定適正意見を表明する。

監査基準 第四.六.1.

監査人は、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるが、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合において、継続企業の前提に関する事項が財務諸表に適切に記載されていると判断して無限定適正意見を表明するときには、継続企業の前提に関する事項について監査報告書に記載しなければならない。

- ウ 監査人は、大規模な自然災害など将来の帰結が予測し得ない事象又は状況について、財務諸
** 表に与える当該事象又は状況の影響が複合的かつ多岐にわたり、財務諸表全体に対する意見表明のための基礎を得ることができなかつた場合、意見を表明してはならない。

監査基準 第四.五.4.

監査人は、将来の帰結が予測し得ない事象又は状況について、財務諸表に与える当該事象又は状況の影響が複合的かつ多岐にわたる場合には、重要な監査手続を実施できなかった場合に準じて意見の表明ができるか否かを慎重に判断しなければならない。

監査基準 第四.五.2.

監査人は、重要な監査手続を実施できなかったことにより、財務諸表全体に対する意見表明のための基礎を得ることができなかつたときには、意見を表明してはならない。

- エ 監査人は、品質管理の方針及び手続において、意見が適切に形成されていることを確認できる審査以外の方法が定められている場合であっても、無限定適正意見以外の監査意見を表明するときは、意見を表明する前に、意見表明に関する審査を受けることが求められている。

監査基準 第四.一.5.

監査人は、意見の表明に先立ち、自らの意見が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して適切に形成されていることを確かめるため、意見表明に関する審査を受けなければならない。この審査は、品質管理の方針及び手続に従った適切なものでなければならない。品質管理の方針及び手続において、意見が適切に形成されていることを確認できる他の方法が定められている場合には、この限りではない。

問題19 重要性**

その他の記載内容に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 監査人は、その他の記載内容を通読し、当該その他の記載内容と財務諸表又は監査人が監査***の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討し、監査報告書に「その他の記載内容」等の適切な見出しを付した区分を設け、その他の記載内容に関する事項を記載することが求められている。ただし、監査人が財務諸表に対する意見を表明しない場合は、監査報告書にその他の記載内容を記載しない。

監査基準 第四.八.1.

監査人は、その他の記載内容を通読し、当該その他の記載内容と財務諸表又は監査人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかについて検討しなければならない。

監査基準 第四.八.2.

監査人は、その他の記載内容に関して、その範囲、経営者及び監査役等の責任、監査人は意見を表明するものではない旨、監査人の責任及び報告すべき事項の有無並びに報告すべき事項がある場合はその内容を監査報告書に記載しなければならない。ただし、財務諸表に対する意見を表明しない場合には記載しないものとする。

- イ 監査人は、所定の手続を実施した結果、監査報告書に記載すべきその他の記載内容が存在しないと判断した場合、監査報告書の「その他の記載内容」の区分に、その他の記載内容が存在しないと判断した旨及びその他の記載内容に対して実施した作業の概要を記載する。

監基報720号21.

「その他の記載内容」区分には以下を含めなければならない。ただし、第12項に基づいて実施した手続の結果、その他の記載内容が存在しないと判断した場合には、その他の記載内容が存在しないと判断した旨及びその他の記載内容に対していかなる作業も実施していない旨を記載する。

- ウ 監査人は、重要な誤りがあると思われるその他の記載内容が存在すると判断した場合、経営者との協議に加えて、経営者以外からの追加の情報又は説明により、その他の記載内容における経営者の記述に重要な誤りがあることの裏付けを得ることが求められている。

監基報720号15.

監査人は、重要な相違があると思われる場合（又は重要な誤りがあると思われるその他の記載内容に気付いた場合）、当該事項について経営者と協議し、以下に該当するかどうかを判断するために、必要に応じてその他の手続を実施しなければならない。

- (1) その他の記載内容に重要な誤りがあること
- (2) 財務諸表に重要な虚偽表示があること
- (3) 監査人の企業及び企業環境に関する理解を更新する必要があること

- エ 監査人は、その他の記載内容における重要な誤りの修正を拒否した経営者及び監査役等の誠実性について疑義を抱き、監査の過程で入手した経営者及び監査役等の陳述の信頼性に関して重大な懸念があると判断した場合、現実的な対応として可能であれば、監査契約を解除することがある。

監基報720号17.A44参照

監査報告書日以前に入手したその他の記載内容に重要な誤りがあると判断し、また監査役等への報告後もその他の記載内容が修正されていない場合、監査人は以下を含む適切な措置を講じなければならない。

- (2) 現実的な対応として可能であれば、監査契約を解除する。

問題20 重要性***

不正への対応に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。
(5点)

ア 監査人は、監査手続の実施に当たって、不正による重要な虚偽の表示の疑義に該当するかどうかを判断する場合には、職業的懐疑心を保持することが求められているが、不正による重要な虚偽の表示の疑義に該当すると判断した場合には、職業的懐疑心を高めることが求められている。

監査における不正リスク対応基準 第一.5.

監査人は、職業的懐疑心を高め、不正による重要な虚偽の表示の疑義に該当するかどうかを判断し、当該疑義に対応する監査手続を実施しなければならない。

イ 監査人は、不正による重要な虚偽の表示の疑義があると判断し、監査計画を修正して追加した監査手続を実施するときは、被監査会社に事前に通知することが求められている。

×

監査における不正リスク対応基準 第二.12.

監査人は、監査計画の策定後、監査の実施過程において不正による重要な虚偽の表示の疑義があると判断した場合には、当該疑義に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するため、不正による重要な虚偽の表示の疑義に関する十分な検討を含め、想定される不正の態様等に直接対応した監査手続を立案し監査計画を修正しなければならない。

∴ 被監査会社に事前に通知することが求められていない

ウ 監査人は、被監査会社から重要な取引先に関する十分な情報が監査人に提供されない場合、不正による重要な虚偽の表示の疑義の有無を判断するため、適切な階層の経営者に質問し説明を求めるとともに、追加的な監査手続を実施しなければならない。

監査における不正リスク対応基準 第二.10.

監査人は、監査実施の過程において、不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況を識別した場合には、不正による重要な虚偽の表示の疑義が存在していないかどうかを判断するために、経営者に質問し説明を求めるとともに、追加的な監査手続を実施しなければならない。

監査における不正リスク対応基準 付録2.不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況の例示7.

重要な投資先や取引先、又は重要な資産の保管先に関する十分な情報が監査人に提供されない。

エ 監査人は、不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況において、追加的な監査手続を実施した結果、不正による重要な虚偽の表示の疑義がないと判断した場合、その旨と理由を監査調書に記載しなければならない。

監査における不正リスク対応基準 第二.11.

監査人は、不正による重要な虚偽の表示の疑義がないと判断したときは、その旨と理由を監査調書に記載しなければならない。